

勸告

日本学術会議のあり方の見直しについて



令和5年（2023年）4月18日

日 本 学 術 会 議

この勧告は、日本学術会議第 187 回総会において決定したものである。

標記について、日本学術会議法第5条の規定に基づき、日本学術会議第187回総会の議決により、下記のとおり勧告します。

記

政府は、現在、立案中の日本学術会議法改正案の第211回国会（通常国会）への提出をいったん思いとどまり、日本学術会議のあり方を含め、さらに日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場を設けるべきである。

以上